平成２６年（フ）第２３１号
大阪市旭区新森２丁目２番12号　サンライズ88―302号
債務者　福岡善ヱ門
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３２号
大阪市旭区新森２丁目２番12号　サンライズ88―302号
債務者　福岡　和子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６６号
大阪府東大阪市日下町３－４－２、住民票上の住所大阪府東大阪市日下町７丁目３番55号
債務者　岡本　光司
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７号
大阪府守口市東光町３丁目12番２号
債務者　牧野　誠次
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１２号
大阪府八尾市北本町４丁目１番４―314号
債務者　吉長剛志こと喜連川剛志こと　喜連川一覚
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３７号
大阪市浪速区大国１丁目４番16号　ＰＡＬＨＯＵＳＥ88―401号
債務者　竹村　広信
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０４号
大阪市港区磯路３丁目１番14号ハイネス磯路301号
債務者　三上真有香
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０６号
大阪市浪速区浪速西３丁目１番２―503号
債務者　藤田　理加（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０７号
大阪市淀川区新北野２丁目６番８―303号
債務者　梁元　寿代
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０８号
大阪府池田市鉢塚３丁目12番６号　101、前住所大阪府豊中市北緑丘２丁目８番１―201号
債務者　中島　　勲
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６号
広島市南区宇品東２丁目５番11号
債務者　髙野千鶴子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９１号
広島市安芸区瀬野町3052番地１
債務者　本田　伸一
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９２号
広島市安芸区瀬野町3052番地１
債務者　本田　梨乃
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
熊本県荒尾市大平町１丁目55番地
債務者　野田　岩男
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第４１号
大分市大字志村227番地の40
債務者　安部　由香
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
北海道沙流郡日高町字厚賀町214番地の７
債務者　西岡　沙織（旧姓川浪）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第３号
宮城県大崎市古川西館１丁目２番８号、従前の住所仙台市泉区実沢字八乙女前屋敷１番地の11　Ｌａｃａｎｐａｎｅｌｌａ―202
債務者　細川　祐馬
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係